

## 意見募集の概要

### (1) 募集期間

令和6年2月1日(木曜日)から令和6年3月1日(金曜日)まで

### (2) 提出方法

WEBフォーム又は郵送

### (3) 意見の総数

合計 56件

### (4) 内訳

#### ア 属性と件数

属性	件数
小学生	0
中学生	10
高校生	0
大学生、専門学校生	0
未就学児の保護者	0
小学生の保護者	1
中学生の保護者	1
高校生の保護者	3
学校関係者(都立学校)	11
学校関係者(都内区市町村立学校)	12
学校関係者(都内公立学校以外の学校)	3
その他(個人・団体)	15

#### イ 項目と件数

項目	件数
第1章 総論	1
(1) 計画策定に当たって	
(2) 学校教育の情報化に向けたこれまでの取組	4
(3) 学校教育の情報化を通じて目指す姿	
第2章 基本的な方針と施策の方向性	1
(1) ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成	
①ICTの効果的な活用の推進	
②情報活用能力の育成	18
③一人ひとりの状況に応じた学びの充実	
④障害のある児童・生徒の教育環境の整備	
(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	
①教職員の資質の向上	8
②教育データやデジタル教材の活用、教育DXの推進	
③人材の確保等	
(3) ICTを活用するための環境の整備	
①学校におけるICTの活用のための環境の整備	11
②個人情報の保護・サイバーセキュリティ対策等	
(4) 校務の改善とICT推進体制の整備	
①情報化による校務効率化	12
②学習の継続的な支援等のための体制の整備	
その他	5

(注)複数項目について意見を回答している場合があるため、総件数(56件)とは一致しません。

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

## 主な意見について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
目次	中学生	資質を上げるためには教員採用試験の倍率をあげてより良い人材を確保することが一番早く行えることだと思う。そのためには教員はブラックであるという認識を変えなければならない。人間が行わなければならない業務以外のことをすべて機械が行うようにすれば良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会では、学校・教員が担うべき業務の精査、見直しなども進めており、その中で、デジタル化の推進にも取り組んでおります。頂いた御意見も参考にさせていただきます。教員の負担軽減、教育職場の魅力向上に取り組んでまいります。</li> <li>テストの採点や成績処理については、現在もデジタル化による作業の効率化を進めており、今後も更なる効率化を促進してまいります。</li> </ul>
第1章 (2)学校教育の情報化に向けたこれまでの取組	中学生の保護者	一人1台タブレットの配置はされているが、スペックやOS、ネット環境、フィルタリング等、自治体によって違いが大きい。また、タブレットは何年間を目処に新しいものに変えるなどあるのか。大前提として足並み揃えて各自自治体で同じように進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校の児童・生徒の使用する学習者用端末及びそれを利用する環境等については、国の方針等に基づき、各区市町村が地域の実情に応じて整備していくこととなりますが、都教育委員会は今後も区市町村教育委員会と十分に連携して対応していきます。</li> </ul>
	中学生	高校一人1台端末の段階的整備に関して。端末のスペックが低いと、プログラムの実行に時間がかかるなど学習の効率が悪くなる。デジタル教材やクラウドサービスを利用するにも、画面の大きさ、メモリやストレージの容量などが重要である。端末のスペックが十分であれば、ICTの活用による学びの充実がより進むので私たちの学びのために、ぜひ検討してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校段階一人1台端末の仕様については、学校へのヒアリングや市場の動向等を踏まえ検討しています。学校によりニーズが異なるため、タブレット型・ノートパソコン型など複数端末から、各都立学校が自校の端末を選択する形をとっています。今後も適切な端末を導入できるよう、整備を進めてまいります。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	都立学校だけではなく、市区町村立学校もBYODを進めるべきと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校の児童・生徒の使用する学習者用端末及びそれを利用する環境等については、国の方針等に基づき、各区市町村が地域の実情に応じて整備していくこととなりますが、都教育委員会は今後も区市町村教育委員会と十分に連携して対応していきます。</li> </ul>
	その他(個人・団体)	一人一台は机と椅子がつながった外国式のにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校においては、各校の実態に合わせ、旧JIS規格の教室用机から一人1台端末を配置可能な新JIS規格の教室用机への更新を図っていきます。</li> </ul>
第2章	学校関係者(都内公立学校以外の学校)	計画を作る際にはぜひ継続的に実態を把握していくことを盛り込んでほしい。現場からするとやるのが非常にてんこ盛りな状態だと思う。「何をやるか」だけではなく、「何をやめるか」「何をやらなくていいか」まで踏み込んだ計画を立ててもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画については、3年後の見直しを予定しております。学校現場の実態を把握するとともに、技術の進展状況なども踏まえ、見直しを進めていきたいと考えております。</li> <li>都教育委員会では、学校・教員が担うべき業務の精査、見直しなどを進めており、その中で、デジタルを活用していくことで、教員の負担軽減にもつなげてまいります。</li> </ul>
第2章 (1) ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成	中学生	ICT支援員の生徒一人ひとりへのより細かな支援が求められている。ICT支援員認定証(資格)を持っている人は教員採用試験で加点される制度をつくと、ICT支援員として生徒を支援することもできる教員が増える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都の教育に求められる教師像を踏まえ、必要な資質・能力等を有する教員の確保に努めていきます。</li> <li>児童・生徒と向き合っていく教員の指導力向上は、とても重要と考えております。教員がデジタルを活用した指導力を向上させられるよう、研修を充実させるなどの取組を進めることで、生徒一人ひとりの資質・能力の育成に取り組んでまいります。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (1)①ICTの 効果的な活 用の推進	学校関係者(都立学校)	紙の教科書の購入を不要にし、電子教科書のみの利用を可能にするよう国へ、電子教科書のビューアの統一・ビューアと連携したノートアプリやサービスの開発を教科書発行会社等へ、強く依頼してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル教科書について、国の有識者会議の報告において、紙の教科書との関係、ビューアの統一化、デジタル教材やソフトウェアとの効率的な連携など今後の在り方の検討が必要とされているところです。都として国に対し、デジタル教科書の導入に向けた今後の在り方についての検討を速やかに進め、全体像を早期に示すことを要望しています。</li> <li>また、学校でのデジタル教科書の効果的な活用事例を周知していきます。</li> <li>都教育委員会では、SNS東京ルールを策定し、学校はこれに基づき、学校ルールを定めています。また、ルールが子供の実態に合わない場合は、子供たち同士が話し合いながら「SNS学校ルール」を見直していくことについても周知しています。</li> <li>なお、都教育委員会では、子供たちが学習者用端末を文具として活用していくことを目指しており、授業での実践事例等を周知しています。</li> <li>都立学校においては、必要な範囲でフィルタリングの設定を行っています。また、安全性と学習上の必要性の両面を考慮し、適宜設定の見直しを行っています。</li> <li>情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力であり、基本操作の習得は重要と考えています。都教育委員会では、タイピングやワープロソフト、プレゼンテーションソフト、表計算ソフトなどを学べるよう開発したデジタル教材の活用事例を学校に周知していきます。</li> <li>都教育委員会が作成したデジタル教材は、教員や児童・生徒が学習指導要領に定められている学習に活用するものです。作成に当たっては、適宜、専門家や教員等から意見を伺っております。今後も学校現場で活用できる適切な教材となるよう、内容の見直しなどに取り組んでいきます。</li> <li>都立学校が利用する教育ダッシュボードを区市町村立学校に利用拡大することは検討しておりません。また、児童・生徒の個人データを見ることができるのは在籍学校の教員のみとし、都教育委員会では個人を特定できる形でデータを見ることはできません。</li> <li>都教育委員会では「教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針」を策定・公表するとともに、教育ダッシュボードでのデータ分析を望まない児童・生徒については、分析対象にしない仕組みを構築するなど、情報の適切な取扱いを図っています。</li> </ul>
	中学生	現在中学校では生徒は主に教科書を利用して学習しているが、カラーの資料集などは重く、生徒の負担となっている。教科書をICT端末に取り込んでほしい。	
	中学生	学校のルールによって休み時間はタブレットを使うことができないので、学びたいときに学ぶことができない。ICT機器の利用ルールを都立学校で統一し、生徒それぞれが学びたいときに学べるルールに改善するべき。例えば、教育に関するウェブサイト以外へのフィルタリングをさらに強化することで、生徒が常に学習を目的としてタブレットを使えるルールに変更することは有用だと考える。	
	中学生	私の中学校では、オフィスソフトを使うことが多い。将来的にもこれを使いこなすスキルは必須であると考え。そこで、小学生や中学生の義務教育の授業内で、オフィスソフトをより効果的・効率的に使いこなす方法を生徒に教える時間を設けてほしい。	
	その他(個人・団体)	都が作成したデジタル教材について、教科書は検定に合格した教科書が公開の教育委員会で採択されるが、教材には、専門家や教員、一般市民が事前に点検・確認する機会が無い。行政による教育内容への介入となる不安を感じるため、都が教材を作成するのは不適切。	
	その他(個人・団体)	都立学校で利用開始した教育ダッシュボードを区市町村立小中にも広げていこうとしていると思う。高校から小中で教育ダッシュボードを利用する際は、多様な意見のある問題を扱う教科においては、教員や生徒がタブレットに入力(投稿)した内容を(教科)担任と学年団、同一教科の教員以外は見られないようにしてほしい。	
	その他(個人・団体)	ダッシュボードの不適切な利用に懸念がある。	
第2章 (1)②情報活 用能力の育 成	中学生	情報活用能力の育成に関して、表計算ソフトの教育を推進していくべきだと考える。基礎的な使い方から少しずつ段階を上げながら学習していければ良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会では、アプリケーションなどの基本的な操作等を学ぶためのデジタル教材を制作しています。引き続き、児童・生徒の発達段階を踏まえて、情報活用能力の育成を図るよう学校に周知していきます。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (1)②情報活用能力の育成	学校関係者(都立学校)	「情報活用能力の育成」では、学校図書館の効果的な利用が重要と考える。またそのために、常勤の学校司書を採用するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会は、新学習指導要領に基づく主体的、対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館の情報を連携し、図書資料を学校間で相互貸借する図書館システムを全都立高校等に整備するとともに、より教員と連携した体制を構築できるよう、学校図書館の運営について、従来の業務委託から、司書等の資格を持つ会計年度任用職員の配置による体制へ移行しました。都教育委員会は、効果的、効率的な学校図書館の運営に向け、引き続き適切に人員配置を行っていきます。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	SNS東京ルールは小学校低学年段階の基礎的なものである。小学校中高学年からは、自身のスマホを自由に使用できる環境において、加害者・被害者にならないよう、適切に扱うことを指導するべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会では、小学生から高校生までの児童・生徒に向けてSNS東京ルールを策定し、学校はこれに基づき、学校ルールを定め、定期的に学校ルールを見直しています。見直しの際は、生徒が主体となって話し合いながらルールを見直していくことについて周知しています。また、ルールについて考えたり、児童・生徒一人1台端末の活用を進めていくため、生徒が主体的に考えることができる情報モラル補助教材「GIGAワークブックとうきょう」を制作するなど、学校が適切に情報モラル教育を実施できるよう引き続き支援してまいります。</li> </ul>
第2章 (1)③一人ひとりの状況に応じた学びの充実	その他(個人・団体)	現在の学校は教員1人当たりの生徒数や業務が多すぎるので、多忙な教員に児童・生徒が相談しにくかったり、教員が生徒の変化に気づきにくかったりする。しかし、だからと言ってICTの活用が有効とは思えない。児童・生徒が入力をためらったり、教員がデータを見逃したりすると対応できない恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTツールは、教職員の早期把握・早期支援をサポートするものです。ICTツールで把握した情報と実際の児童・生徒の様子を重ね合わせて、教職員が児童・生徒の状況を的確に見とり、支援していくなど、ICTツールは、これまでの学校における教職員の対応を補完するものであると考えています。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	VLP教室があってもいいと思う。学習の遅れを取り戻したり部活動に参加したりできれば、社会とつながるきっかけにもなると思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会では、不登校児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒の新たな居場所・学びの場としてバーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)を都内自治体に提供しています。学習支援も含め、各自治体等における実践について好事例を共有するなど、引き続きVLPの活用促進を支援してまいります。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	不登校でもオンラインであれば授業に参加できる子供がいる。コロナ禍ではオンライン授業が実施できていたが、本市ではセキュリティポリシーによりオンライン授業が禁止になってしまった。自治体ごとのルールに差があり、市区町村の学びの格差が生じていると思う。都が共通のセキュリティポリシーを示し、学びの機会の公平性を保ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における情報セキュリティポリシーは、都教育委員会や各区市町村教育委員会が文部科学省のガイドライン等や各自治体の実態も踏まえて、それぞれ策定しています。</li> <li>オンライン授業の実施については、都立学校における事例を区市町村教育委員会と共有するなど、オンラインを活用した学びの機会の保障に向けて、取組を進めてまいります。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (1)④障害のある児童・生徒の教育環境の整備	学校関係者(都内区市町村立学校)  小学生の保護者	勤務自治体ではGIGA以前から特別支援教室にタブレットを配布していたようだが、ネットにつなげてはいけない、有料アプリを購入することが禁止されている、という状態である。また、有効性が示されている有料アプリ(サブスクリプション含む。)を使える環境を用意してほしい。  都立特別支援学校では一人1台端末にタブレットを採用していると聞いた。公立小中学校では通常級の生徒と同じ端末を配布されていてとても使いづらい。特別支援学級の教員も専門家でない方が多いようである。特別支援学級の実態や個々の発達に合わせたアプリ等が利用できるよう、整備してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校の児童・生徒の使用する学習者用端末及びそれを利用する環境等については、国の方針等に基づき、各区市町村教育委員会が地域の実情に応じて整備していくこととなりますが、都教育委員会は今後も区市町村教育委員会と十分に連携して対応していきます。</li> <li>また、情報機器や外部サービスの活用については、情報セキュリティポリシーなどの規定等に則って手続きを行い、利用することとなります。情報セキュリティポリシーなどは、学校設置者である各区市町村教育委員会においてそれぞれ策定しています。都教育委員会では、都立学校等における端末の活用事例を収集し、「学びのアップデート」で周知するなど、端末の活用推進に取り組んでまいります。</li> </ul>
第2章 (2)教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	高校生の保護者  学校関係者(都内区市町村立学校)	教員によってICTを活用できているかどうかの差が大きい。教員の働き方改革まで視野に入れているなら、ICT活用が苦手な教員も簡単に使えるような仕組み作りなども考えるべき。パブリックコメントのみならず、現場の声を聞き、活かしたらどうか。  勤務先の中学校で利用したSNSアプリ業者によるセミナーが好評で、講師のレベルも非常に高く、楽しい学びの実践の手本を見るようだった。今の時代、教職員よりも子供のほうがはるかにSNSを使いこなし、実態に即した指導がどこまでできているのか、わからない。情報モラルの指導は思い切ってプロに委託し、教員が指導するというよりは、子供と一緒に学び、全体のモラルの底上げを目指すほうが効果が表れるのではないかと感じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会では、全公立学校の情報教育担当教員を対象にした研修を実施し、各学校におけるデジタル活用の促進を図っています。また、一人1台の学習者用端末の活用事例をポータルサイトで周知するなど支援を進めていきます。児童・生徒と向き合っていく教員の指導力向上は、とても重要と考えており、各教員がICT活用をさらに進めていけるよう取り組んでいきます。</li> <li>本計画の策定に当たっては、児童・生徒や教員の現状を把握するため、都立学校へのヒアリング調査を行ったほか、各種調査等も参考にしています。今後も学校の実態を把握して施策に反映していきます。</li> <li>一人1台の学習者用端末が整備され、情報モラル教育は、外部だけでなく学校の教員も適切に指導することが求められています。都教育委員会では、学校の教員が生徒に情報モラル講座を実施できるよう動画やスライド等を作成し、ポータルサイトに掲載しています。また、民間企業と共同で制作した情報モラル補助教材「GIGAワークブックとうきょう」を授業等で活用できるよう周知するなど、学校の教員が適切に情報モラル教育を実施できるよう支援していきます。</li> </ul>
第2章 (2)①教職員の資質の向上	学校関係者(都内公立学校以外の学校)  その他(個人・団体)	教職を目指す学生の育成にも目を向けてもらいたい。大学と連携した上で教員を目指す学生に対してICTツールを活用した授業デザイン力を身につける取り組みを進めたり、教員実習や教員採用試験などにICTツールの実践的な活用を組み込むなど、ICTをベースに授業デザインができる人材を育成し、若い世代の力で学校を変化できる組織へと変えていってほしい。  教員が多忙な状態のまま研修ばかりが増えることが無いようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都の教育に求められる教師像を踏まえ、必要な資質・能力等を有する教員の確保に努めていきます。</li> <li>教員養成段階から、ICTを活用した指導方法等に関する講座等を実施してまいります。また、教員がデジタルを活用した指導力を向上させられるよう、研修を充実させるなどの取組を進めてまいります。</li> <li>教員の働き方改革を推進するとともに、研修の実施に当たってはリーディング(eラーニング)型研修及びオンライン研修(ハイフレックス型、オンデマンド配信型)等の集合形式以外でも実施し、受講しやすい環境づくりに取り組んでまいります。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (2)②教育データやデジタル教材の活用、教育DXの推進	その他(個人・団体)	教育ダッシュボードの活用には反対だ。収集すべきでない個人情報まで収集するようなことがあってはならない。学校でも企業でも情報の流出事故がしばしば起きている。情報の目的外使用を誘発しないか非常に心配だ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会は「教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針」を策定・公表するとともに、教育ダッシュボードでのデータ分析を望まない児童・生徒については、分析対象にしない仕組みを構築するなど、情報の適切な取扱いを図っていきます。</li> </ul>
第2章 (2)③人材の確保等	学校関係者(都内区市町村立学校)	本市では、一人1台端末が配備されて以降、ほとんどの教職員は基本的な操作は身に付け、ICT支援員は操作支援より教材づくり等を行う場面がよくある。操作を重視した支援は一定の成果に達したため、今後はICTを活用する上での著作権への質問など情報分野専門の相談窓口を設けるなど、教員や子供向けの専門的な支援にも力を入れてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校におけるデジタル技術の利活用を推進するため、ICT支援員の配置を支援するとともに、教員等の問合せに対応するヘルプデスクの設置等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるGIGAスクール運営支援センターの整備経費の一部についても、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施しています。</li> <li>また、都立学校においては、デジタルサポーターの対応業務を拡大する等、学校の実態に合わせた支援ができるよう図っていきます。</li> </ul>
第2章 (3)ICTを活用するための環境の整備	学校関係者(都立学校)	生徒と同じ端末を全教員が利用できるよう整備してもらいたい。全生徒が同時にインターネット接続をしても遅延が無いようにしてほしい。生徒購入端末については、学校が希望する設定やアプリケーションの導入を事前にしてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校段階一人1台端末については、都教育委員会が選定した複数の端末から、各校の希望により新入生向けの端末を決めています。児童・生徒の端末は学年・学校・学科により変わるため、教員向けの端末を児童・生徒に合わせて毎年度入れ替えることは困難です。都立学校の学習用ネットワークは、令和3年度に全校への校内無線LAN整備を完了し、令和4年度に通信回線の増強を行いました。学校の日常的なICT活用を支えるため、引き続き環境整備に取り組んでまいります。</li> </ul>
①学校におけるICTの活用のための環境の整備	学校関係者(都内区市町村立学校)	クラウド教育サービスを、指導用PCのみでしか使えないため、校務用PCで教材を作成できない。できれば市区町村立学校もクラウド教育サービスを統一し、校務用PCで作成した教材を指導用PCや児童生徒用PCで編集・閲覧できるようにしてほしい。クラウド教育サービスを使いやすくする制限も見直してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校のICT環境は、国の方針等を踏まえ、区市町村教育委員会にて整備していくこととなりますが、都教育委員会は今後も区市町村教育委員会と十分に連携して対応していきます。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	教員の負担も軽減しながら、オンラインの効率的な学習方法を研究したり広く教員が実践したりするなど、オンライン授業のスキルを高める機会を設けてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の働き方改革を推進するとともに、研修の実施に当たってはリーディング(eラーニング)型研修及びオンライン研修(ハイフレックス型、オンデマンド配信型)等の集合形式以外でも実施し、受講しやすい環境づくりに取り組んでまいります。</li> <li>また、「デジタルを活用したこれからの学び」について研究し、教職員が授業デザインを具体的にイメージし実践できるよう支援してまいります。</li> </ul>
	中学生	小中学校で配布された端末は、学校で充電等ができるようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校においてはこれまで、国の補助金等を活用し、充電保管庫の整備に取り組んでおり、端末の充電等に係る取組については区市町村教育委員会で適切に対応していくものとなります。都教育委員会としても、端末の使い方について事例を収集・周知してまいります。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (3)①学校におけるICTの活用のための環境の整備	学校関係者(都立学校)	図書資料を学校間で相互貸借する学校図書館システムの整備について、探究的な学びの幅を広げる観点から意味のある取り組みだと思う。探究学習の中で、専門分野の蔵書を検索したり、生徒のレファレンスに回答したりするには、都立図書館の司書と同等の専門性を持つ学校司書が必要だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会は、新学習指導要領に基づく主体的、対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館の情報を連携し、図書資料を学校間で相互貸借する図書館システムを全都立高校等に整備するとともに、より教員と連携した体制を構築できるよう、学校図書館の運営について、従来の業務委託から、司書等の資格を持つ会計年度任用職員の配置による体制へ移行しました。</li> <li>都教育委員会は、効果的、効率的な学校図書館の運営に向け、引き続き適切に人員配置を行っていきます。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	本市では、GIGA構想による一人1台端末整備が急激に進んだが、補助金の使用用途が資産の購入であったため備品として機器を購入した。この結果、端末故障時に別途修理費や代替機購入を要し、生徒に代替機を渡せない状況が頻発している。区市町村によっては回線の整備状況も不十分であり、今後端末を用いた学力テスト等が行われた場合、学力に関係ない部分を要因とした成績格差が生じる懸念がある。また学校にクラウドを活用した教材を導入する予算が配布されていない。このような課題を都のイニシアティブによって払拭してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校の児童・生徒が使用する学習者用端末やネットワークについては、各区市町村教育委員会が国の示した標準仕様に則り整備することになっており、都立学校においても国の仕様を参考に整備を実施しています。今後、公立小中学校の児童・生徒の使用する学習者用端末の更新にあたっては、国の方針等に基づき整備することになり、新たに予備機も補助対象となっております。今後も、区市町村教育委員会と連携して、ICT環境整備及び利活用の推進に取り組んでまいります。また、教材にかかる予算については各区市町村教育委員会において判断されているものとなります。</li> <li>都立学校のICT環境については、ネットワークの不具合等については、サポートセンターにて対応するなど日常的なICT活用を支える環境整備を引き続き進めてまいります。</li> </ul>
第2章 (3)②個人情報保護・サイバーセキュリティ対策	学校関係者(都立学校)	クラウドサービスでの個人情報の取扱いが厳しく、手間も増え、業務効率が低下している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校においては、児童・生徒の個人情報を適切に扱うため、全庁的なセキュリティポリシーに則った手続きを行っています。業務効率化とセキュリティの確保の両面を考慮し、適宜手続きの調整を図っていきます。</li> </ul>
	中学生	生徒に対するフィルタリングが非常に緩く、より厳しいものにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校においては、必要な範囲でフィルタリングの設定を行っています。また、安全性と学習上の必要性の両面を考慮し、適宜設定の見直しを行っています。</li> <li>生徒が一人1台の学習者用端末を適切に使いこなすことができるよう、情報モラル補助教材「GIGAワークブックとうきょう」を活用して充実した情報モラル教育が実施できるよう周知してまいります。</li> </ul>
	中学生	フィルタリングにより授業に関係のある資料が得られないことが多々あり、フィルタリングは外してほしい。ICTを利用し自分が今やっていることと悪いことの区別をつける、開けないのではなく開かない、自分で規制する力を身につけられると思う。	
その他(個人・団体)	教員の年齢層は幅広く、非正規の教員も多い。サイバーセキュリティの確保の実現可能性が疑われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員を対象とした研修を実施する等、サイバーセキュリティの確保に取り組んでまいります。</li> </ul>	
第2章 (4)校務の改善とICT推進体制の整備	学校関係者(都内公立学校以外の学校)	現状のまま効率化だけを推し進めるのではなく、実態を丁寧にレビューするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の負担軽減及び業務の効率化については、DXの推進含め多角的かつ継続的に取り組んでいるところですが、業務の効率化などと合わせ、学校・教員が担うべき業務の精査、見直しも行うことが必要と考えます。都教育委員会は、コンサルタントを活用し、学校及び教員が担うべき業務の精査等を行う実証事業を令和6年度新たに実施する予定です。また、各種システムについて、導入時はもちろん、運用開始後の改修等にも、現場の教員の声を可能な限り反映できるよう、努めてまいります。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (4)①情報化による校務効率化	学校関係者(都立学校)	管理職が詳しくないためICT活用がなかなか進まない。管理職が旗振り役として推進していくべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校では校長が学校経営計画において、デジタル技術を活用した教育の推進に関する取組目標を定め、各校において取組を進めております。また、都教育委員会としても学校のICT活用を支える体制を整備してまいります。</li> </ul>
	学校関係者(都立学校)	教育行政の教育情報推進の本丸は入学者選抜業務の改革である。インターネット出願による生徒側手続きの簡略化は行われたが、入学者選抜業務のDXにより、中学高校双方の業務効率化を進めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査書等の提出方法については、これまで中学校や高等学校の意見も伺いながら決定してきました。また、都立高校入学者選抜ではインターネット出願を導入しましたが、将来的に調査書等の書類も含めた電子化を目指しています。しかし、自治体ごとに導入されている校務支援システムが異なることや入学者選抜に係る機密性の高い情報の扱い方など、現段階では電子化に向けた諸課題があり、様々な検討・調整が必要な状況です。</li> </ul>
	高校生の保護者	入学手続きの書類について、未だに大量の紙に手書きして提出することに辟易した。口座登録、保護者住所や通学経路の地図、健康状況のアンケート、選択科目の希望調査、教材教具の申し込み、奨学金や助成金の申請など、大量の手書きと押印を求められ、そして書類を期日までに学校に書留で郵送しなければならない。これらの手続きのデジタル化を進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学手続き時の提出書類については、各書類の内容等を精査し、可能なものから順次オンライン申請を導入してまいります。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	業務でいくつもの別なシステムを使わなければいけない。指導用も校務用も同じサービスに一本化してくれれば、教員の新たな操作方法を覚える負担感を軽減できる。職場のハンコレスも進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育委員会においては、国の方針や技術動向等を踏まえ、児童・生徒・教職員等がデジタル活用の良さを実感できるような都立学校のICT環境を検討してまいります。各区市町村教育委員会においても、国の方針等を踏まえ適宜検討していくこととなりますが、都の事例等を必要に応じて区市町村と共有してまいります。</li> </ul>
	その他(個人・団体)	教育委員会との連絡や調査対応が学校現場の負担になっている印象がある。負担軽減に取り組んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡や調査を行うに当たっては、類似の事案がないかなど必要性を十分に精査した上で、デジタルを活用するなど、学校の負担軽減を図ってまいります。</li> </ul>
	その他(個人・団体)	学校と保護者間の連絡手段が電子化されすぎると、一方は伝えたつもりでいるが、相手にはきちんと伝わっていないということが起こりやすい。教育分野に効率ばかりを追求するのは相応しくない。電子化に対応できる保護者ばかりではないことを十分考慮する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒の遅刻や欠席連絡において、電話の混雑により繋がらず掛けなおしが必要になるなどの現状があり、都立学校では、保護者の利便性等の観点から、学校と保護者の連絡用のアプリを段階的に導入していきます。導入に当たっては、必要に応じて電話での対応も併用するなど、児童・生徒・保護者・学校の実態も踏まえ適切に進めてまいります。</li> </ul>
	学校関係者(都内区市町村立学校)	区市町村では自治体ごとのルールと予算により学校事務が行われており、自治体ごとで業務負担に差が生じている。都庁内の各種業務用システムを扱う端末を区市町村にも配備し、その端末で業務ができるよう権限を整理してほしい。これにより大幅な業務軽減と全区市町村での共同事務室実施が可能になると思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務や予算など各種意思決定の方法、それに必要な端末の整備などは、それぞれの設置者が定めるべき事項となりますが、都教育委員会は区市町村教委に対して必要な情報提供を行うなど支援していきます。</li> </ul>

# 「東京都学校教育情報化推進計画(案)に対する都民への意見募集」の結果について

項目	意見者	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
第2章 (4)①情報化による校務効率化	学校関係者(都立学校)	学校はまだ紙が多すぎる。全てネット(アプリ)に置き換えることができると思うので、どんどんペーパーレスを進めてほしい。ネット(アプリ)で学生証を表示したり、入学時や入学後の提出書類や欠席等の連絡ができるようにしてほしい。また通学証明書等自分で印刷できるように、学校からのお知らせや引き落としの連絡は配信に、就学支援金・給付型奨学金は自動更新とし紙の提出を不要にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が子供の欠席・遅刻を連絡したり、学校からのお知らせを確認できるアプリを順次導入しています。</li> <li>各書類の内容等を精査し、わかりやすい申請画面など利用者の利便性等も考慮しながら、可能なものからペーパーレス化を進めてまいります。</li> </ul> (都立高校について) <ul style="list-style-type: none"> <li>給付型奨学金の申請については、令和6年2月から電子申請を開始しており、紙による提出は不要となっています。</li> <li>就学支援金の申請については、令和6年2月から電子申請を開始しています。現行の事務においても、一度でもマイナンバーによる申請を行った場合、在籍期間を通じて改めて所得を確認できる書類を提出する必要はありません。なお、マイナンバーによる申請を行い、就学支援金が認定となった場合には、次の申請は不要となっています。</li> </ul> (都立特別支援学校について) <ul style="list-style-type: none"> <li>就学支援金・給付型奨学金等の申請については、令和6年度申請からLoGoフォームを活用し、電子申請を開始します。現行の事務においても、一度でもマイナンバーによる申請を行った場合、在籍期間を通じて改めて所得を確認できる書類を提出する必要はありません。なお、マイナンバーによる申請を行い、就学支援金が認定となった場合には、次の申請は不要となっています。</li> </ul>
第2章 (4)②学習の継続的な支援等のための体制の整備	学校関係者(都立学校)	都教育委員会と区市町村教育委員会の提供するシステム等があまりにも違う。小中学校と都立学校の端末は学校毎に機種が異なる。併せて、校務支援システムなども都立と区市町村で異なり、メールアドレス付与も東京都と区市町村で異なり異動の度に一から操作習得が求められる。情報教育に必要な情報共有基盤などは都が区市町村の同意を得た上で、一律に同じものを整備していくことが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村立学校の児童・生徒が使用する学習者用端末及びそれを利用する環境等については、国の方針等に基づき、各区市町村教育委員会が地域の実情に応じて整備していくこととなりますが、都教育委員会は今後も区市町村教育委員会と十分に連携して対応していきます。なお、都立学校においては、学校のニーズに合わせ複数種類の端末を選択できるようにしております。</li> <li>校務システムについては、自治体ごとに求める仕様が異なり、一律のシステムを都教育委員会が導入することは困難ですが、都の導入事例を区市町村教育委員会と情報共有するなど、今後も連携して環境整備を進めてまいります。</li> </ul> デジタルサポーターの業務内容は学校のICT活用の進展に合わせ見直し、拡大してまいります。デジタルサポーターが適切に支援できるよう、コーディネーターを学校に派遣・研修を実施するなどして、支援体制を整備してまいります。今後とも、学校で勤務するに当たりふさわしい人材の確保に努めます。
	学校関係者(都立学校)	デジタルサポーターの採用・派遣時に、一定水準以上のコミュニケーション能力、ICTに関する知識・技術の向上を持った方としてほしい。デジタルサポーターが学校全体のICT支援ができるよう、委託の業務内容を拡大してほしい。	